様式第８号（第１１条関係）

 年 月 日

手　術　申 請 書

地域活動団体名

登録番号

代表者氏名

電話番号

　下記の所有者不明猫（飼い主のいない猫）について、国東市における動物愛護センター拠点型手術事務処理要領第９条の規定により申請をします。なお、申請において裏面の誓約書について同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手術する猫の内容 | 性別 |  |
| 種類 |  |
| 毛色 |  |
| 推定年齢 |  |
| 捕獲場所 |  |
| 所有者がいないことの確認方法 |  |
| 捕獲器の必要の有無 | 必要　　　　　　　　　不要 |
| その他 |  |

**※裏があります。必ず読んでくさい。**

誓約書

１　この活動は、所有者不明猫の繁殖を抑え、糞尿による悪臭や鳴き声による騒音被害等にあった周辺環境への悪影響の解決を目的とします。

２　飼い主のいない猫を対象としています。首輪や名札があるものや特定の人に継続的に世話をされているなど飼い主がいる可能性のある猫は手術できません。所有者不明の証明のため、地区に猫の写真や特徴を回覧・掲示等の方法で広報してください。

1. 広報は手術日前日まで行ってください。
2. 猫の所有者が判明した場合は、速やかに返還してください。

３　手術日と手術可能頭数が決定しましたら、「決定通知書」にて通知いたします。手術の対象は**決定通知書に記載された猫**となります。そのため、申請された全ての猫が手術できるとは限りません。また、手術の実施には１～２ヶ月を有する場合があります。

４　猫の捕獲は、各自で行うこと。

1. 猫の捕獲は、手術日前日までに行ってください。
2. 猫の捕獲、運搬の際には手袋等により怪我のないように注意してください。捕獲、運搬による怪我については自己責任でお願いします。
3. 捕獲器の蓋はしっかり止めて逃げ出さないようにしてください。
4. 運搬容器は捕獲器のように頑丈なものに入れてください。
5. 運搬容器には捕獲後、管理札を必ず取れないようにつけてください。
6. 捕獲、運搬は周辺環境に考慮して行ってください。
7. 捕獲、運搬費用は地域活動団体の負担となります。
8. 捕獲してから手術日までの猫の給餌、糞尿処理といった管理及び捕獲・管理に係る費用は活動団体が負担してください。

５　申込者が、手術を行った猫に手術済みであることが外見から判断できる措置である耳先カットの実施に同意すること。

* 耳先カットとは一度不妊手術した猫を間違ってもう一度捕獲しないためのしるしです。耳の先端をV字にカットします。（雄は右側、雌は左側）地域住民に手術済みである証明となり、地域猫活動などについて理解を得やすくなります。

６　手術を行う際、飼主のいない猫は健康管理が十分とは言えず、また人に慣れていないため、ショック死等などの恐れがあります。

７　手術を行う際、猫の状態により、手術が行えない場合があります。

８　麻酔をかけられた猫がすでに手術済みであることが判明した場合でも耳先カットを行うこと。

９　手術済みであることが判明した場合でも耳先カットを行うこと。